

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示

保険医の登録

計量器定期検査の実施
海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項等

都市計画事業の事業計画の変更の認可

昭和四十八年度鳥取県母子世帯実態調査の実施

◇ 公 告
昭和四十八年鳥取県保母試験の実施

告 示

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十八年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
長 野 拓 三	鳥医第一、七八二号	昭和四十八年七月九日
山 崎 知 行	鳥医第一、七八三号	"

鳥取県告示第五百三十六号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、倉吉市に所在する計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十条の規定により告示する。

昭和四十八年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 日 実 施 場 所

昭和四十八年九月十日から

昭和四十八年十月二十日まで

当該計量器の所在場所

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日 検査時間 実施区域 検査場所

九月 十日 午前十時から 倉吉市 倉吉市立河北中学校

" 十一日 午前十時から 倉吉市 倉吉市農業協同組合
正午まで 西郷支所

" 午後一時から 倉吉市立上灘小学校

" 午後三時まで

鳥取県告示第五百三十七号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、海面における漁場ごとの漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び関係地区を次のとおり定めたので、同法同条第五項の

十二日	午前十時から 正午まで	上北条公民館
十三日	午後一時から 午後三時まで	倉吉市立灘手小学校
十四日	午後一時から 午後三時まで	北谷共同選果場
十五日	午後一時から 午後三時まで	上小鴨公民館
十六日	午後一時から 午後三時まで	小鴨公民館
十七日	午前十時から 午後四時まで	倉吉福祉会館
十八日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市農業協同組合 社支所
十九日	午前十時から 午後四時まで	倉吉市役所
二十日	午前十時から 午後三時まで	計量器所在場所
二十一日	午前十時から 午後四時まで	倉吉市役所
二十七日	午前十時から 午後三時まで	倉吉市役所
二十八日	午前十時から 午後四時まで	倉吉市役所

規定により告示する。

昭和四十八年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 公示番号 海共第一号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

ほんだわら

もずく

いぎす

あわび

さざえ

いがい

はまぐり

あさり

ばい

“	かき	“
“	たこ	“
“	うに	“
“	なまこ	“

(二) 漁場の位置 岩美郡岩美町及び福部村地先

(三) 漁場の区域 次の基点第一号とアを結ぶ線、アイ間最大高潮時距岸最大一、五〇〇メートルの線、イとウを結ぶ線、ウエ間最大高潮時距岸最大一、〇〇〇メートルの線、基点第九号とエを結ぶ線及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域並びに海士島周辺二〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。

ただし、基点第三号と基点第四号を結ぶ線、基点第五号と基点第六号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びに基点第七号と基点第八号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。

- 基点第一号 鳥取県兵庫県界
- 基点第二号 岩美郡岩美町菜種島北端
- 基点第三号 田後港第三防波堤北端
- 基点第四号 田後港松島南端
- 基点第五号 田後港第四防波堤先端
- 基点第六号 田後港第五防波堤先端
- 基点第七号 網代漁港南防波堤支堤先端
- 基点第八号 網代漁港北防波堤先端
- 基点第九号 福部村鳥取市界

ア 基点第一号から三百三十一度十分(真方位とする。以下公示番号第四号まで同じ。)一、五〇〇メートルの点

イ 基点第二号から三百三十一度十分一、五〇〇メートルの点

ウ 基点第二号から三百三十一度十分一、〇〇〇メートルの点

エ 基点第九号から二十三度四十分一、〇〇〇メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 岩美郡岩美町及び福部村

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

日まで

二 1 公示番号 海共第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
---------	-------	-----------------

“ てんぐさ “

“ あまのり(いわのり) “

“ ほんだわら “

“ もずく “

“ いぎす “

- | | | |
|---|------|---|
| 〃 | あわび | 〃 |
| 〃 | さやえ | 〃 |
| 〃 | いがい | 〃 |
| 〃 | はまぐり | 〃 |
| 〃 | あさり | 〃 |
| 〃 | ばい | 〃 |
| 〃 | かき | 〃 |
| 〃 | たこ | 〃 |
| 〃 | うに | 〃 |
| 〃 | なまこ | 〃 |
- (一) 漁場の位置 鳥取市、気高郡気高町及び青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町地先
- (二) 漁場の区域 次の基点第九号から三百二十三度四十分の線、基点第二十一号から三百五十三度四十分の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸最大一、〇〇〇メートルの線によつて囲まれた区域並びに赤島周辺二〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。
- ただし、基点第十号と基点第十一号を結ぶ線、基点第十二号と基点第十三号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた千代川の区域、基点第十四号と基点第十五号を結ぶ線、基点第十六号と基点第十七号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びに基点第十八号と基点第十九号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。

- | | |
|---------|--------------|
| 基点第九号 | 福部村鳥取市界 |
| 基点第十号 | 賀露港西防波堤北端 |
| 基点第十一号 | 賀露港鳥ヶ島南端 |
| 基点第十二号 | 賀露港北防波堤北端 |
| 基点第十三号 | 賀露港東防波堤北端 |
| 基点第十四号 | 気高郡気高町袖岬北端 |
| 基点第十五号 | 酒津漁港東三号防波堤南端 |
| 基点第十六号 | 酒津漁港東三号防波堤北端 |
| 基点第十七号 | 酒津漁港西防波堤突端 |
| 基点第十八号 | 泊漁港北防波堤突端 |
| 基点第十九号 | 泊漁港西防波堤突端 |
| 基点第二十一号 | 大栄町東伯町界 |
- 3 制限又は条件 なし
- 4 免許予定日 昭和四十八年九月一日
- 5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで
- 6 関係地区 鳥取市、気高郡気高町及び青谷町並びに東伯郡泊村、羽合町、北条町及び大栄町
- 7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで
- 三 1 公示番号 海共第三号
- 2 免許の内容たるべき事項
- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第三種共同漁業

地びき網漁業

一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 東伯郡北条町及び大栄町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十号から三百五十八度四十分の線、基点第二十一号から三百五十三度四十分の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸最大一、〇〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。

基点第二十号 羽合町北条町界

基点第二十一号 大栄町東伯町界

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 東伯郡北条町及び大栄町

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

四1 公示番号 海共第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類

漁業の名称

漁業時期

第一種共同漁業 わかめ漁業

一月一日から十二月三十一日まで

てんぐさ

あまのり(いわのり)

ほんだわら

もずく

いぎす

あわび

さざえ

いがい

はまぐり

あさり

ばい

かき

たこ

うに

なまこ

えむし

(二) 漁場の位置 東伯郡東伯町及び赤碕町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町地先

(三) 漁場の区域 次の基点第二十一号から三百五十三度四十分の線、基点第三十二号から十三度十分の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸最大一、五〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。

ただし、基点第二十二号と基点第二十三号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域、基点第二十四号と基点第二十五号を結ぶ線、基点第二十六号と基点第二十七号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域並びに基点第二十八号と基点第二十九号を結ぶ線、基点第三十号と基点第三十一号を結ぶ線及び陸岸によつて囲まれた区域を除く。

- 基点第二十一号 大栄町東伯町界
- 基点第二十二号 赤碕港東防波堤北端
- 基点第二十三号 赤碕港西防波堤突端
- 基点第二十四号 御来屋漁港東防波堤北端
- 基点第二十五号 御来屋漁港沖防波堤東端
- 基点第二十六号 御来屋漁港沖防波堤西端
- 基点第二十七号 御来屋漁港西防波堤北端
- 基点第二十八号 淀江漁港東防波堤西端
- 基点第二十九号 淀江漁港沖防波堤東端
- 基点第三十号 淀江漁港沖防波堤西端
- 基点第三十一号 淀江漁港西防波堤北端
- 基点第三十二号 淀江町米子市界
- 3 制限又は条件 なし
- 4 免許予定日 昭和四十八年九月一日
- 5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで
- 6 関係地区 東伯郡東伯町及び赤碕町並びに西伯郡中山町、名和町、大山町及び淀江町
- 7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

日まで

五 1 公示番号 海共第五号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
"	あさり"	"
"	ばい"	"
"	たこ"	"
第三種共同漁業	地びき網	"

(二) 漁場の位置 西伯郡日吉津村及び米子市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十二号から十三度十分(真方位とする。)(の線、基点第三十三号から六十六度(磁針方位とする。以下同じ。)(の線、最大高潮時海岸線及び同線から距岸最大二、〇〇〇メートルの線によつて囲まれた区域。

基点第三十二号 淀江町米子市界

基点第三十三号 米子市境港市界

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 西伯郡日吉津村及び米子市(彦名、大崎及び葭津を

除く。)

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

六 1 公示番号 海共第六号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第一種共同漁業 あさり漁業

一月一日から十二月三十一日まで

漁業時期

ばい

あわび

さざえ

いがい

かき

うに

たこ

なまこ

わかめ

てんぐさ

もずく

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十三号、ア、オ、エ、イ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域

基点第三十三号 米子市境港市界

基点第三十四号 境港市防波堤先端灯台

基点第三十五号 境港市旧灯台跡中心点

ア 基点第三十三号から六十六度一、五〇〇メートルの点

イ 基点第三十五号から八十七度の線と基点第三十四号から百七十二度の線との交点

二度の線との交点

ウ エから二百六十七度の線と陸岸との交点

エ 基点第三十四号から百七十二度一、〇〇〇メートルの点

オ エから二百二十四度一、九二〇メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 境港市(渡町、森岡町及び外江町を除く。)

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

七 1 公示番号 海共第七号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称

第三種共同漁業 地びき網漁業

漁業時期

一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置 境港市地先

(三) 漁場の区域 次の基点第三十三号、ア、エ、イ及びウを順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によつて囲まれた区域。

基点第三十三号 米子市境港市界

基点第三十五号 境港市旧灯台跡中心点

基点第三十六号 島根県八束郡美保関町大字美保関福浦界

ア 基点第三十三号から六十六度二、〇〇〇メートルの点

イ 基点第三十五号から八十七度の線と基点第三十六号から百七十二度の線との交点

ウ エから二百六十七度の線と陸岸との交点

エ 基点第三十六号から百七十二度二、〇〇〇メートルの点

3 制限又は条件 なし

4 免許予定日 昭和四十八年九月一日

5 申請期間 昭和四十八年七月三十一日から昭和四十八年八月二十日まで

6 関係地区 境港市(渡町、森岡町及び外江町を除く。)

7 存続期間 昭和四十八年九月一日から昭和五十八年八月三十一日まで

鳥取県告示第五百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三一四一七青木団地線

三 事業施行期間

昭和四十六年七月二十七日から昭和五十一年三月三十一日まで

四 事業地

米子市福市及び青木地内

鳥取県告示第五百三十九号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、昭和四十八年度鳥取県母子世帯実態調査を、次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十八年七月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的

この調査は、本県母子家庭の生活の実態を適格には握し、流動する社会に適應するこれら母子世帯に対する福祉対策の充実強化を図るために直接役だつ基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査対象

調査日現在において日本国籍を有し、本県内に在住する母子福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第五条第一項に規定する配偶者のない女子で、現に二十歳未満の児童を扶養している母子世帯を対象とする。

三 調査の期日

昭和四十八年八月一日現在で行なう。

四 調査の期間

昭和四十八年八月一日から昭和四十八年八月二十日までとする。

五 調査の方法

この調査は、知事が市町村に置く調査員を通じ、調査員が調査世帯を訪問し、直接聞き取り調査票に記入する方法により行なう。

六 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後すみやかに公表する。

公 告

児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第2項の規定により、昭和48年鳥取県保母試験を次のとおり実施する。

昭和48年7月31日

鳥取県知事 石 敬 二 朗

1 試験期日

- (1) 筆記試験 昭和48年9月8日（土曜日）及び9月9日（日曜日）
- (2) 実地試験、昭和48年9月10日（月曜日）又は9月11日（火曜日）の

いずれかの日に行なうこととし、受験者が受験すべき日は、受験票交付の際指定する。

2 試験の日時刻

月 日	試 験 科 目	時 間
9月8日	児童心理学及び精神衛生 児童福祉事業概論 看護学及び実習 保育理論	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分
9月9日	保健衛生学及び生理学 社会福祉事業一般 栄養学及び実習 保育実習（学科） 保育実習（作文及び絵画製作）	9時10分～10時40分 10時50分～12時20分 13時00分～14時30分 14時40分～15時25分 15時30分～16時30分
9月10日 9月11日	保育実習（実地）	9時10分～16時00分

3 試験場所

- (1) 筆記試験 鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂
- (2) 実地試験 倉吉市大平町 鳥取県立保育専門学校

4 受験申請書の提出期間

昭和48年8月1日（水曜日）から8月31日（金曜日）まで（郵送の場合、8月31日までの消印のあるものに限って受け付けることとする。）

5 受験手続

(1) 保母試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- ア 保母試験受験申請書
- イ 住民票の写し
- ウ 受験資格を証明する書類
- エ 写真(受験申請前6月以内に撮影した名刺判正面上半身のものとし、裏面に氏名を明記すること。

オ 履歴書

(2) 児童福祉法施行規則(昭和28年厚生省令第11号)第41条の2第1項又は第2項の規定により試験科目の一部について免除を受けようとする者は、(1)に掲げる書類のほか、保母試験受験科目免除願いを提出すること。

なお、他の都道府県で一部科目に合格している場合は、その都道府県の合格証明書を、厚生大臣の指定する学校又は施設においてその指定する科目を専修した場合は当該学校又は施設の長の発行した専修証明書を添付すること。

6 受験手数料及び約付方法

- (1) 受験手数料 1,000円
- (2) (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を保母試験受験申請書の所定欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 既約の手数料は、返還しない。